

入院患者さんへ

入院時の持参薬の取扱いに関するお知らせ

令和8年7月1日

当院では、安全に治療や手術、検査を行うため、入院時に普段服用しているお薬をご持参頂くようお願いしています。

この度、安全な治療と適切なお薬の管理を推進するため、入院時に患者さんが持参されたお薬（以下、持参薬）のうち、**入院の理由となった病気に関係するお薬**については、**原則として当院でご用意するお薬に切り替え**させていただきます。

なお、DPC 対象病院における持参薬の取扱いについては、厚生労働省より、入院中の患者さんに対して使用する薬剤は、入院する病院において入院中に処方することとされています。

※「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 19 日付け保医発 0319 第 4 号）第 3 の 3 (2)（以下「留意事項通知」という）

入院中の患者に対して使用する薬剤は、入院する病院において入院中に処方することが原則であり、入院が予定されている場合に、当該入院の契機となる傷病の治療に係るものとして、あらかじめ当該又は他の病院等で処方された薬剤を患者に持参させ、当該病院が使用することは特別な理由がない限り認められない（やむを得ず患者が持参した薬剤を入院中に使用する場合には、当該特別な理由を診療録に記載すること。）。

医師が上記の原則に照らしても、安全な治療を提供する上で持参薬の継続が必要であると判断した場合などに限り、例外的に持参薬を使用することがあります。

入院中のお薬の服用につきましては、医師および薬剤師の治療方針にご協力をお願いいたします。皆様に安心・安全な医療をお届けするため、ご理解とご協力を心より感謝申し上げます。

ご不明な点や不安なことがございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。